



▶▶ 公営住宅に入居を申し込むとき、次のような優遇制度があります。

都営住宅家族向（抽せん方式）

身 知 精

対 象

都営住宅入居資格のある方で、以下の条件に該当する方

1. 申込者または同居親族が
 - (1) 身体障害者手帳 5 級～の方
 - (2) 愛の手帳 4 度もしくは精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている 3 級の障害者の方（障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む）
 - (3) 原爆被爆者健康手帳の交付を受けている方
2. 申込者または同居親族が
 - (1) 身体障害者手帳 1 級～ 4 級の方
 - (2) 愛の手帳 1 度～ 3 度の方
 - (3) 精神障害者保健福祉手帳 1 級・2 級の方（障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む）
 - (4) 戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第 1 号表ノ 3 の第 1 款症以上の方

内 容

抽せん方式（優遇抽せん）

一般の方より有利な優遇抽せんが受けられます。

（優遇倍率は 1. の場合は、5 倍 2. の場合は 7 倍）

なお、募集は年 2 回（5 月・11 月上旬頃）の予定です。

入居資格については、募集時のパンフレットで確認してください。

窓 口

- JKK 東京（東京都住宅供給公社）都営住宅募集センター
〒150-8322 渋谷区神宮前 5-53-67 コスモス青山 3F 電話 3498-8894 FAX 3409-4527
- 住宅課 住宅運営担当（募集用紙の配布のみ） 電話 5742-6776 FAX 5742-6963

都営住宅家族向（ポイント方式）

身 知 精

対 象

都営住宅入居資格のある方で、申込者または同居親族が

- (1) 身体障害者手帳 1 級～ 4 級の方
- (2) 愛の手帳 1 度～ 3 度の方
- (3) 精神障害者保健福祉手帳 1 級・2 級の方（障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む）
- (4) 戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第 1 号表ノ 3 の第 1 款症以上の方

内 容

ポイント方式

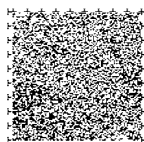
抽せんによらないで、住宅困窮度を判定し、困窮度の高い世帯から順に、募集戸数分の世帯を資格審査対象者とし、審査合格者に住宅をあっせんします。

なお、募集は年 2 回（2 月・8 月上旬頃）の予定です。

入居資格については、募集時のパンフレットで確認してください。

窓 口

- JKK 東京（東京都住宅供給公社）都営住宅募集センター
〒150-8322 渋谷区神宮前 5-53-67 コスモス青山 3F 電話 3498-8894 FAX 3409-4527
- 住宅課 住宅運営担当（募集用紙の配布のみ） 電話 5742-6776 FAX 5742-6963



都営住宅単身者向

身 知 精

対 象

身体障害者手帳 1 級～ 4 級、精神障害者保健福祉手帳 1 級～ 3 級（障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む）、愛の手帳 1 度～ 4 度で、単身者向住宅の入居資格のある方

内 容

抽せん方式

なお、募集は年 4 回（2 月・5 月・8 月・11 月上旬頃）の予定です。

入居資格については、募集時のパンフレットで確認してください。

窓口

- JKK 東京（東京都住宅供給公社）都営住宅募集センター
〒 150-8322 渋谷区神宮前 5-53-67 コスモス青山 3F 電話 3498-8894 FAX 3409-4527
- 住宅課 住宅運営担当（募集用紙の配布のみ） 電話 5742-6776 FAX 5742-6963

10
住

都営住宅車いす使用者世帯向・単身者向

身

対 象

都営住宅入居資格のある方で、申込者または同居親族が住宅内の移動に、車いすを使用しており、以下のいずれかの条件に該当する方

(1) 身体障害者手帳 1 級・2 級の方

(2) 戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第 1 号表ノ 2 の第 1 項症以上の方

※車いす使用者は、東京都内に居住する満 6 歳以上の方（単身者向は成年者）であること。

なお、募集は年 2 回（2 月・8 月上旬頃）の予定です。

内 容

世帯向はポイント方式

単身者向は抽せん方式

入居資格については、募集時のパンフレットで確認してください。

窓口

- JKK 東京（東京都住宅供給公社）都営住宅募集センター
〒 150-8322 渋谷区神宮前 5-53-67 コスモス青山 3F 電話 3498-8894 FAX 3409-4527
- 住宅課 住宅運営担当（募集用紙の配布のみ） 電話 5742-6776 FAX 5742-6963

宅

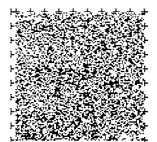
都営住宅使用料の特別減額

身 知 精 難

対 象

①身体障害者手帳 1・2 級、愛の手帳 1・2・3 度、精神障害者保健福祉手帳 1・2 級の交付を受けている方がいる世帯

②難病の患者に対する医療等に関する法律に規定する指定難病にかかっている方、東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則に規定する疾病にかかっている方、児童福祉法に規定する小児慢性特定疾病にかかっている方、公害医療手帳の交付を受けている方がいる世帯等





10 住 宅

内 容

都営住宅に入居している世帯のうち、収入が一定基準以下の場合に使用料が減額されます。

窓口 JKK 東京（東京都住宅供給公社）お客さまセンター 電話 0570-03-0071
上記の番号が利用できない方、携帯電話の無料通話分や割引サービスをご利用の方は電話 6279-2652

都市再生機構「新築 UR 賃貸住宅」の抽選時の倍率優遇

身 知 精

内 容

身体・知的障害者の方がいる世帯が、抽選を伴う新築 UR 賃貸住宅に申し込む際、当選率が「普通」区分の 20 倍に優遇されます。

対 象

- (1) 身体障害者手帳の交付を受けている 4 級以上の障害のある方。
- (2) 下記のいずれかに該当する方。
 - ①療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている重度の障害のある方で、常時介護を要する方。
 - ②児童相談所、知的障害者更生相談所または精神科医等から、重度の知的障害またはこれと同程度の精神の障害があると判定されている方で、常時介護を要する方。

窓口 UR 都市機構 東日本賃貸住宅本部住宅経営部 営業開発課 電話 03-5323-3560

障害者住宅

身

住宅にお困りのひとり暮らしの障害者の方に住宅を提供します。

対 象

次のすべてに該当する方

- (1) 身体障害者手帳の交付を受けている 18 歳以上の方
 - (2) 立退き要求を受けているか、保安上・保健衛生上劣悪な住宅に住んでいる方
 - (3) 品川区内に 2 年以上住んでいる方
 - (4) 独立して日常生活（歩行・食事・着脱衣・入浴・排泄）ができ、自炊可能な方
- ※新規・空き室については、広報「しながわ」で募集します。

窓口 障害者福祉課 障害者福祉係 電話 5742-6707 FAX 3775-2000

障害者住宅あっせん

身 知

立ち退きを求められていたり、障害の程度変更等により、現在の住宅に居住困難になっている等の障害者に対し、住宅のあっせんを行い、転居一時金を助成します。

対 象

次のすべてに該当する方

- (1) 身体障害者手帳 1～4 級、愛の手帳 1～3 度の障害者を含む世帯
- (2) 品川区内に 2 年以上住んでいる方
- (3) 独立して日常生活が営める方
- (4) 前年所得（1 月～6 月までは前々年）が基準額を超えない方
- (5) 品川区内の民間賃貸住宅に転居を希望している方

窓口 障害者福祉課 障害者福祉係 電話 5742-6707 FAX 3775-2000

